

人事行政の運営等の状況について

- 1 任免及び職員数に関する状況
- 2 人事評価の状況
- 3 給与の状況
- 4 勤務時間その他の勤務条件の状況
- 5 休業に関する状況
- 6 分限及び懲戒処分の状況
- 7 サービスの状況
- 8 退職管理の状況
- 9 研修の状況
- 10 福祉及び利益の保護の状況
- 11 公平委員会の業務の状況

令和7年度

紀 宝 町

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用者数

(単位：人)

令和6年度	
職 種	採用者数 (うち女性)
事務職	6(3)
看護師	5(5)

(単位：人)

令和7年度 (令和7年4月1日採用)	
職 種	採用者数 (うち女性)
事務職	5(1)

(2) 再任用の状況（令和7年4月1日現在）

(単位：人)

区 分	再任用職員数
町長部局ほか	1
教育委員会	2
合 計	3

(3) 退職者数（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

(単位：人)

区 分	定年退職	応募認定退職	普通退職ほか	合 計
町長部局ほか	2	1	1	4
教育委員会	0	2	0	2
合 計	2	3	1	6

(注) 採用退職ともに、派遣等による出入りは除く。

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

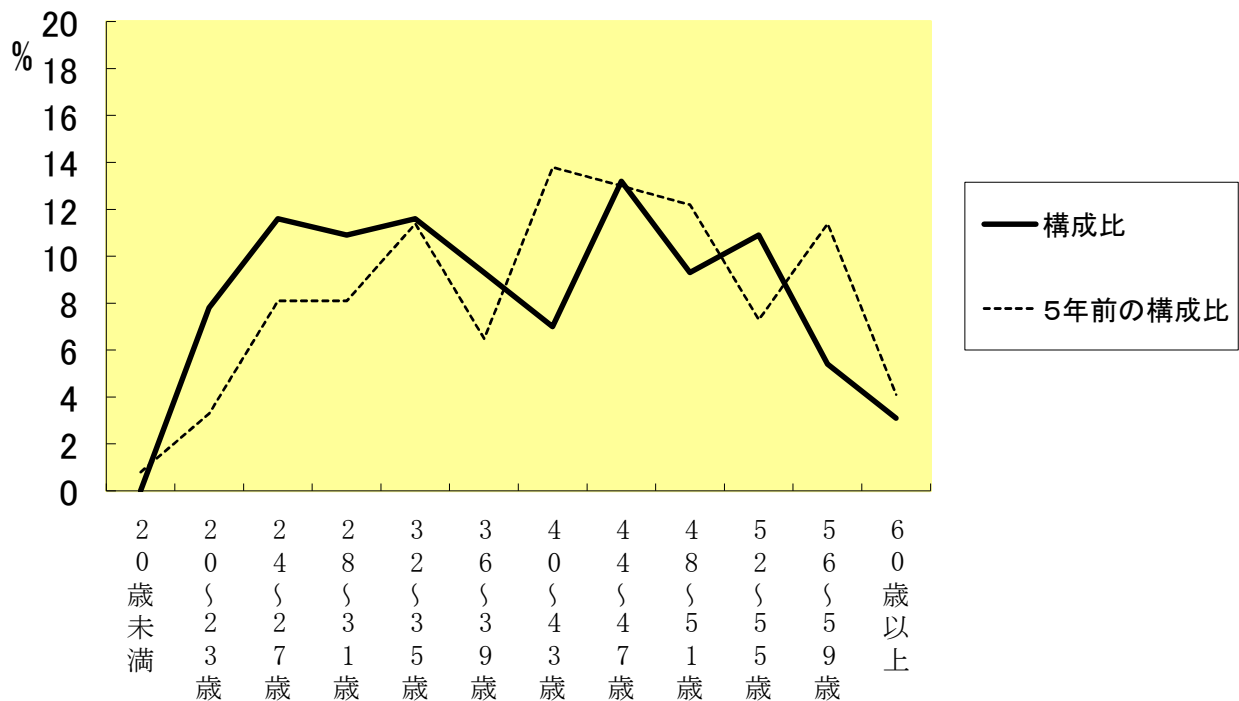
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務	28	29	1	育児休業の取得
		税 務	6	7	1	育児休業の取得
		農 林 水 産	5	5	0	
		土 木	10	9	-1	事業の縮小
		民 生	29	29	0	
		衛 生	19	19	0	
	計		99	100	1	<参考> 人口1万当たり職員数 98.81 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 90.31 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	教育部門		14	15	1	業務の増
	消防部門					
	小 計		113	115	2	<参考> 人口1万当たり職員数 113.64 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 109.63 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	浄 化 槽	4	4	0	
		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	2	2	0	
		—	—	3	3	訪問看護ステーションの新設
	その他		5	5	0	
合 計	小 計		11	14	3	
	合 計		124 [150]	129 [150]	5 []	<参考> 人口1万当たり職員数 127.47 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(5) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	10人	15人	14人	15人	12人	9人	17人	12人	14人	7人	4人	129人

(6) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	過去 5 年間の増減数(率)
一般行政	100	101	99	101	99	100	0(0%)
教育	14	14	13	13	14	15	1(7.1%)
消防							(%)
普通会計計	114	115	112	114	113	115	1(0.9%)
公営企業等会計計	9	10	10	9	11	14	5(55.6%)
総合計	123	125	122	123	124	129	6(4.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

(7) 女性職員の登用状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分	管 理 職 総 数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合 (%)
町長部局ほか	24	7	29.2
教育委員会	4	2	50.0
合 計	28	9	32.1

(8) フルタイム会計年度任用職員の任用状況

(単位：人)

令和 6 年度 (R6. 4. 1～R7. 3. 31 任用 (のべ))		
区 分	職 種	任用者数 (うち女性)
町長部局ほか	一般事務 B	2 (2)
	保育士 B	12 (12)
	保健師 B	1 (1)
	歯科衛生士 B	1 (1)
	調理師 B	5 (5)
	運転士 B	10 (0)
教育委員会	一般事務 B	1 (1)
	幼稚園講師 B	1 (1)
	校務員 B	1 (1)
	調理師 B	2 (2)
合 計		36 (26)

(単位：人)

令和 7 年度 (R7. 4. 1 現在任用)		
区 分	職 種	任用者数 (うち女性)
町長部局ほか	一般事務 B	2 (2)
	保育士 B	12 (12)
	保健師 B	1 (1)
	歯科衛生士 B	1 (1)
	調理師 B	5 (5)
	運転士 B	10 (0)
教育委員会	一般事務 B	1 (1)
	幼稚園講師 B	1 (1)
	校務員 B	1 (1)
	調理師 B	2 (2)
合 計		36 (26)

2 人事評価の状況

(1) 人事評価の状況

職員の人材育成、能力開発を推進し、組織の活性化・職員の能力業績を重視した適材適所の人事管理の基礎とするため、人事考課制度を実施しています。人事考課の概要は、次のとおりです。

○ 管理職員

考課対象者	一般職に属する調整監級、理事級、課長級及び参事級の常勤の職員
考課者	第1次考課者：本人、第2次考課者：上司等、調整役：上司等
考課対象期間	毎年4月1日から3月31日まで
考課方法	【能力考課】考課対象期間における職務行動等を、考課要素ごとに5段階で考課する。 【業績考課】考課対象期間における業績考課目標の達成度等を、考課要素ごとに5段階で考課する。
考課手順	【能力考課】 ○期末面談…1年間の職務行動について達成状況を自己申告し、第1次考課者の考課を踏まえ第2次考課者及び調整役が考課を行ったうえで、第2次考課者と面談を実施し、考課を確定させる。 【業績考課】 ○期首面談…第1次考課者が設定した業績考課目標を、第1次考課者と第2次考課者が面談のうえ確定させる。 ○随 時…進捗状況や今後の見通し等を聞き取り、必要に応じ目標の見直しや変更を行う。 ○期末面談…1年間の業績考課目標への取組について達成状況を自己申告し、第1次考課者の考課を踏まえ第2次考課者及び調整役が考課を行ったうえで、第2次考課者と面談を実施し、考課を確定させる。
考課要素	【能力考課】住民対応力、コミュニケーション、リーダーシップ、活力ある組織づくり、人材育成力、役割認識・責任行動、目標達成力、知識・情報力、対人折衝力、変革力等 【業績考課】目標達成度、仕事の質、量等

○ 管理職員以外の常勤の職員

考課対象者	一般職に属する調整監級、理事級、課長級及び参事級以外の常勤の職員
考課者	第1次考課者：本人、第2次考課者：上司等、調整役：上司等
考課対象期間	毎年4月1日から3月31日まで
考課方法	管理職員と同様
考課手順	管理職員と同様
考課要素	【能力考課】住民対応力、計画力、コミュニケーション、業務遂行能力、自己啓発、協調性、対人関係力、セルフコントロール等 【業績考課】目標達成度、仕事の質、量等

3 給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 5 年度の人件費率
6 年度	人 10,120	千円 7,025,057	千円 463,378	千円 1,511,082	% 21.5	% 21.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6 年度	人 113	千円 432,711	千円 80,807	千円 178,279	千円 691,797	千円 6,122	千円 5,921

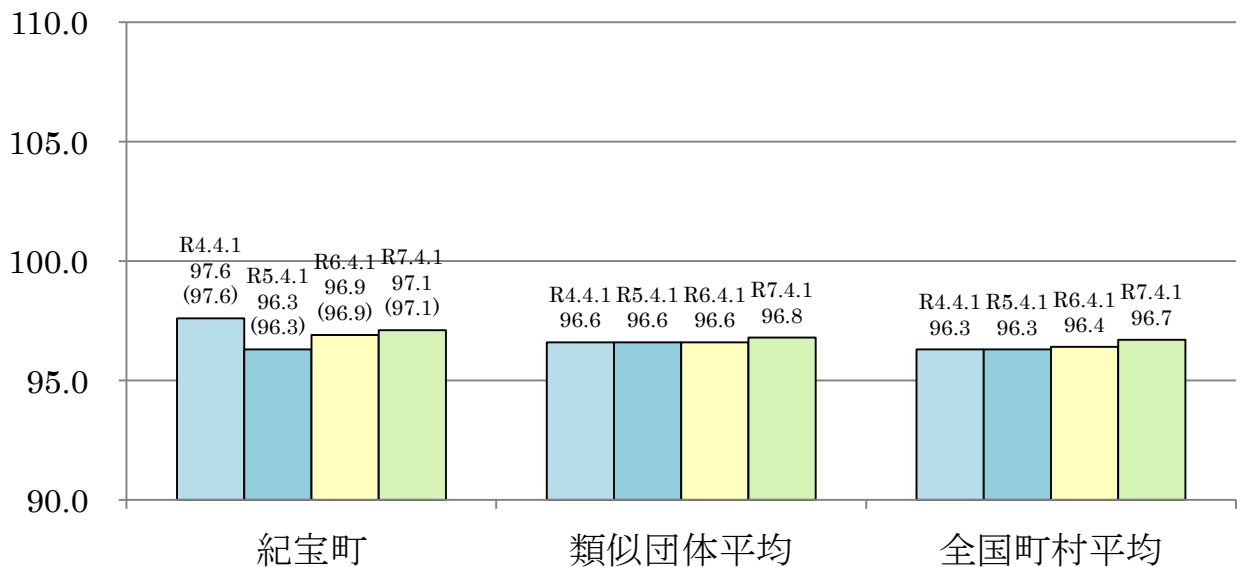
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職



俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
6年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
6年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

（給料表の改定実施時期）令和 7 年 4 月 1 日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3 級から 7 級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上昇を実施。（国の 8 級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。）

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 2 % に対し、紀宝町においても 2 % を支給。

（実施時期）令和 7 年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和 7 年 4 月 1 日時点は 2 %、令和 8 年 4 月 1 日からは 4 % を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
国基準による支給割合	0 %	2 %	4 %
紀宝町の支給割合	0 %	2 %	4 %

③その他の見直し内容

扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和 7 年 4 月 1 日実施）

(6)特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
紀宝町	39.6 歳	311,848 円	361,704 円	345,771 円
三重県	43.3 歳	336,785 円	427,270 円	375,878 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.0 歳	320,372 円	372,776 円	348,009 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
紀宝町	57.8歳	3人	324,600円	337,900円	335,700円	—	—	—	—
うち給食調理員	56.2歳	2人	359,700円	376,100円	372,800円	飲食物調理従事者	44.8歳	276,200円	1.36
うち用務員	—	1人	—	—	—	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	—	—	—
三重県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
類似団体	50.2歳	5人	292,938円	319,896円	306,137円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
紀宝町	—	—	—
うち給食調理員	6,287,500円	3,615,200円	1.74
うち用務員	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和4年～令和6年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
紀宝町	40.7 歳	268,200 円	305,900 円
三重県	41.0 歳	369,642 円	421,539 円
類似団体	41.9 歳	315,340 円	348,480 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		紀宝町	三重県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	228,300 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	195,200 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	185,700 円	—	—
	中 学 卒	185,700 円	—	—
教 育 職	大 学 卒	—	254,700 円	—
	高 校 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	264,100 円	307,100 円	365,300 円	388,400 円
	高 校 卒	228,900 円	271,300 円	337,800 円	376,100 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—
教 育 職	大 学 卒	272,300 円	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—

(4) 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

行政職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の 段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	1 定型的な業務を行う職務 2 定型的な業務を行う幼稚園の教諭 又は保育所の保育士の職務	18	16.7	主事 保育士	14 4	主事級
2級	1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする 業務を行う職務 3 副主任教諭又は副主任保育士の 職務 4 高度の知識又は経験を必要とする 業務を行う幼稚園の教諭又は保育 所の保育士の職務	14	13.0	主任	1	主任級
				主事 保育士 幼稚園教諭	11 1 1	主事級
3級	1 係長又は主査の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする 困難な業務を行う主任の職務 3 主任教諭又は主任保育士の職務 4 高度の知識又は経験を必要とする 困難な業務を行う副主任教諭又は 副主任保育士の職務	26	24.0	係長 主査	8 5	係長級
				主任 副主任保育士 副主任幼稚園教諭	8 4 1	主任級
4級	1 参事の職務 2 課(室)長補佐又は主幹の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする 困難な業務を行う係長又は主査の職務 4 高度の知識又は経験を必要とする 困難な業務を行う主任教諭又は主 任保育士の職務	22	20.4	課長補佐 課長補佐兼保育所長 課長補佐兼指導主事 課長補佐兼給食センター所長 主幹	6 2 1 1 5	課長補佐級
				係長 主任保育士	6 1	係長級
5級	1 課(室)長又は議会事務局長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする 困難な業務を行う参事の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする 困難な業務を行う課(室)長補佐の職務	22	20.4	議会事務局長 課長 課長(紀南特別養護老人ホ ーム派遣) 参事 参事兼統括保育所長兼保育所長 参事兼生涯学習室長 参事兼幼稚園長 参事兼図書館長	1 5 1 5 1 1 1 1	課長級
				課長補佐 課長補佐兼保育所長	4 2	課長補佐級
6級	1 理事の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする 困難な業務を行う課(室)長又は議会 事務局長の職務	5	4.6	理事 理事兼課長	1 4	理事級
7級	1 調整監の職務	1	0.9	調整監兼会計管理者	1	調整監級
合計		108	100.0			

職制上の段階	(人)	(%)
主事級	31	28.7
主任級	14	13.0
係長級	20	18.5
課長補佐級	21	19.5
課長級	16	14.8
理事級	5	4.6
調整監級	1	0.9

行政職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の 段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	定型的な業務を行う自動車運転士及び調理師等の職務	-	-			
2級	相当の技能又は経験を必要とする自動車運転士及び調理師等の職務	-	-			
3級	高度の技能又は経験を必要とする自動車運転士及び調理師等の職務	-	-			
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする自動車運転士及び調理師等の職務	-	-			
5級	運転士長、主任運転士、調理師長、主任調理師及びこれに相当する業務を行う自動車運転士及び調理師等の職務	3	100.0	用務員 調理師	1 2	主事級
合計		3	100.0			

職制上の段階	(人)	(%)
主事級	3	100.0

医療職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の 段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	—	-	-			
2級	医療業務を行う職務	-	-			
3級	高度の知識又は経験を必要とする医療業務を行う職務	-	-			
4級	診療所長又は特に高度の知識又は経験を必要とする困難な医療業務を行う職務	1	100.0	診療所長(医師)	1	課長級
5級	規模の大きい医療機関の長の職務	-	-			
合計		1	100.0			

職制上の段階	(人)	(%)
課長級	1	100.0

医療職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の 段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	定型的な業務を行う管理栄養士の職務	-	-			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う管理栄養士の職務	-	-			
3級	1 副主任管理栄養士の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行う管理栄養士の職務	-	-			
4級	1 主任管理栄養士の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行う副主任管理栄養士の職務	-	-			
5級	1 管理栄養士長又は副管理栄養士長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行う主任管理栄養士の職務	1	100.0	主任管理栄養士	1	係長級
合計		1	100.0			

職制上の段階	(人)	(%)
係長級	1	100.0

医療職給料表(三)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の 段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	—	—	—			
2級	定型的な業務を行う保健師又は看護師の職務	3	21.4	看護師	3	主事級
3級	1 副主任保健師又は副主任看護師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う保健師又は看護師の職務	3	21.4	保健師 看護師	1 2	主事級
4級	1 主任保健師又は主任看護師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行う副主任保健師又は副主任看護師の職務	2	14.3	副主任保健師 副主任看護師	1 1	主任級
5級	1 保健師長、地域包括支援センター長又は副保健師長の職務 2 看護師長又は副看護師長の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行う主任保健師又は主任看護師の職務	6	42.9	課長	1	課長級
				参事兼地域包括支援センター長	1	
				参事兼地域包括支援センター長	1	
				参事兼訪問看護ステーション所長	1	
				副保健師長	1	課長補佐級
				主任看護師	1	係長級
	合計	12	100.0			

職制上の段階	(人)	(%)
主事級	6	42.9
主任級	2	14.3
係長級	1	7.1
課長補佐級	1	7.1
課長級	4	28.6

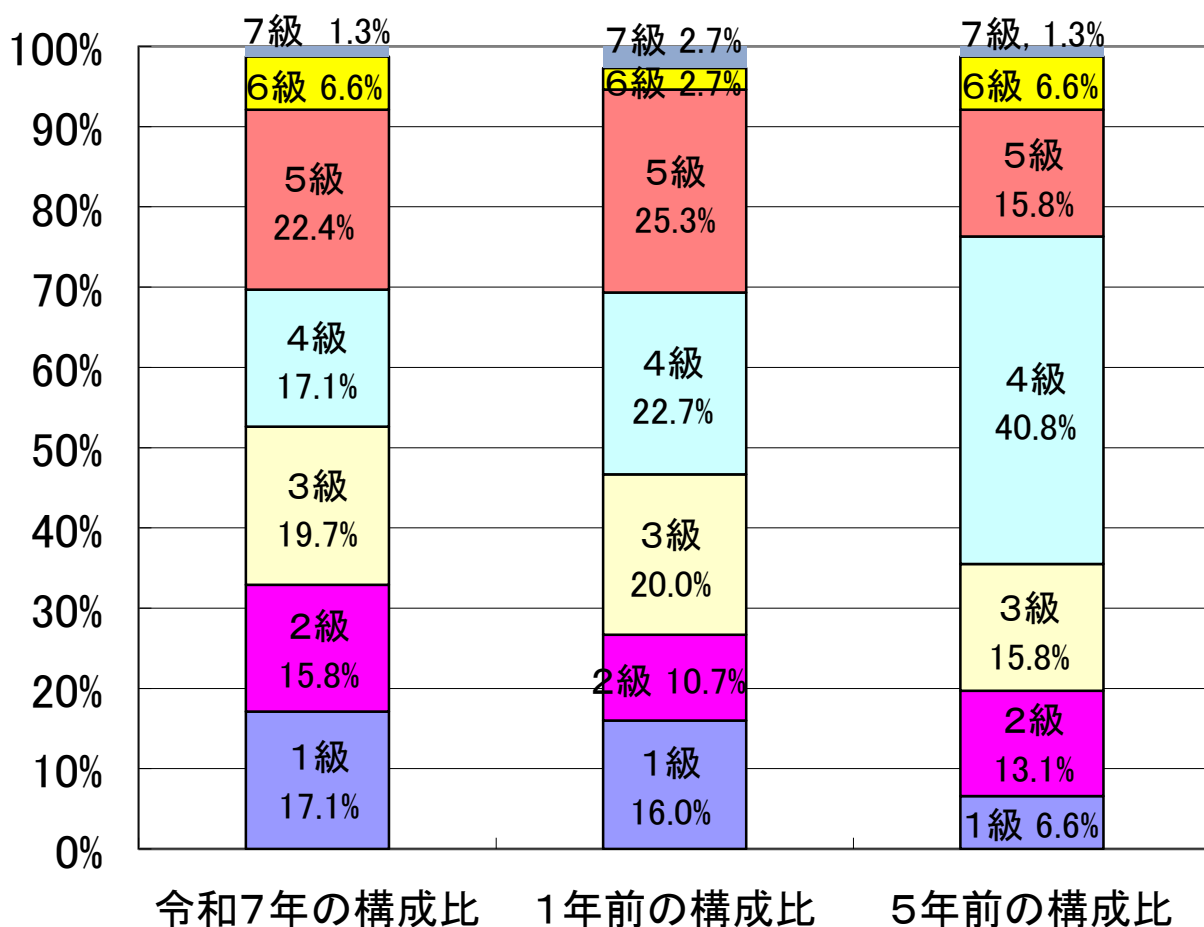
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7 級	調整監	1 人	1.3 %	408,300 円	450,900 円
6 級	理事	5 人	6.6 %	355,200 円	415,700 円
5 級	課長・参事	17 人	22.4 %	321,300 円	398,200 円
4 級	課長補佐・主幹	13 人	17.1 %	298,800 円	386,100 円
3 級	係長・主査・主任	15 人	19.7 %	265,300 円	354,700 円
2 級	主事	12 人	15.8 %	230,000 円	308,500 円
1 級	主事	13 人	17.1 %	183,500 円	258,100 円

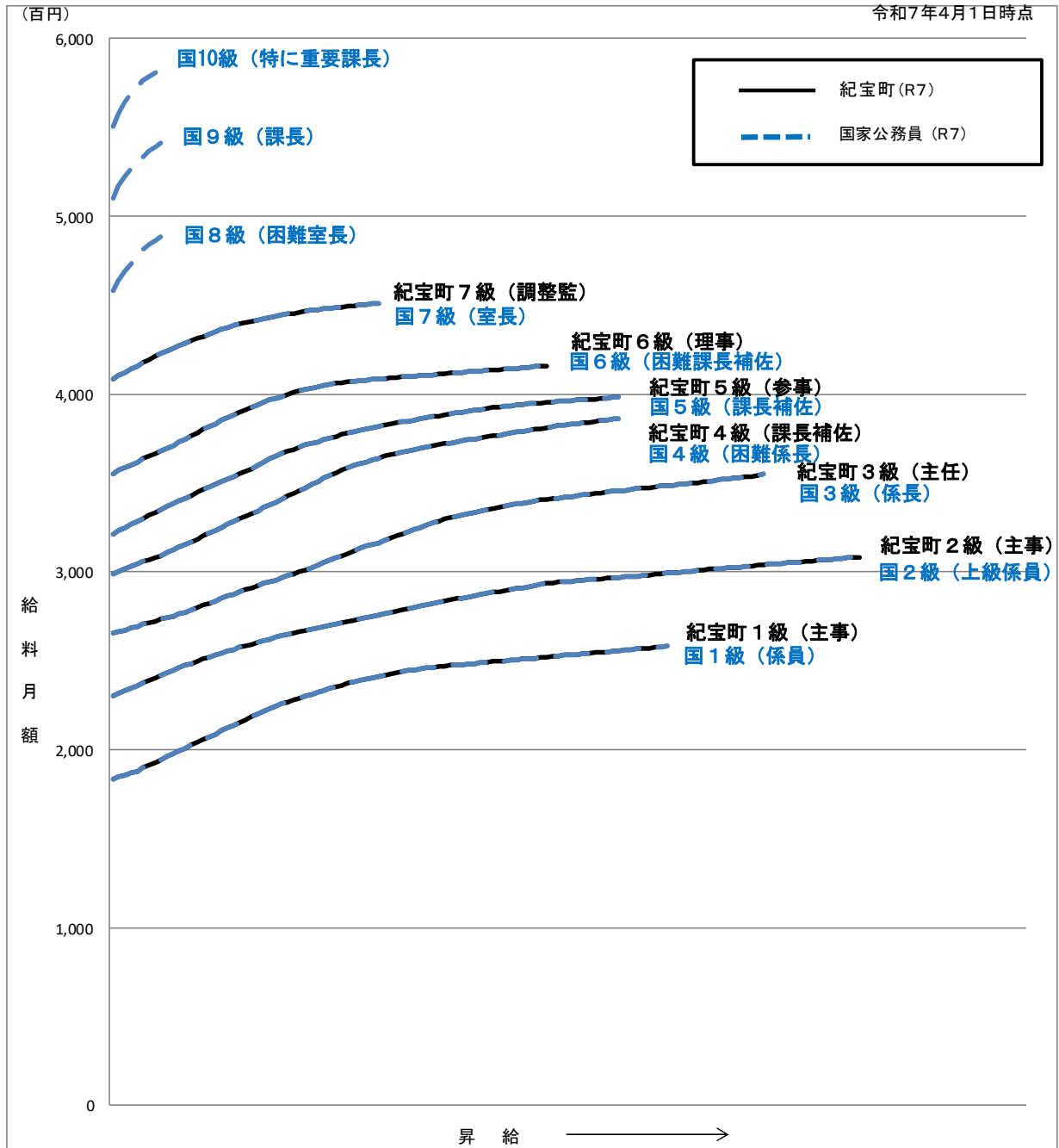
（注）1 紀宝町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



（注）平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（紀宝町）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
	活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

紀宝町	三重県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,524 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,775 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5 月分 2.1 月分 (1.4)月分 (1.0)月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5 月分 2.1 月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5 月分 2.1 月分 (1.4)月分 (1.0)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（紀宝町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和7年度		令和7年度	

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

紀宝町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分
調整率 83.7/100 (国を上回る割合としている場合、その理由)	調整率 83.7/100
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2～45%加算) (退職時特別昇給 なし) (退職時特別昇給を設けている理由)	その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2～45%加算)
1人当たり 平均支給額 18,835 千円	—

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 6 年度決算）		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
6 級地（津市）	6 %	0 人	6 %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 6 年度決算）			161 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）			6,162 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 6 年度）			22.6 %	
手当の種類（手当数）			9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （6 年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	税務関係職員	町税等の賦課、徴収事務のため現場に出張する業務	45千円	日額400円
特殊勤務手当	衛生関係職員	感染症防疫等作業業務	27千円	日額500円
特殊勤務手当	福祉・衛生関係職員	行旅死亡人取扱い業務	0千円	日額2,000円
特殊勤務手当	清掃関係職員	塵芥収集業務	0千円	日額700円
特殊勤務手当	総務・福祉・建設関係職員	災害時における救助活動業務	0千円	日額500円
特殊勤務手当	建設関係職員	危険箇所の土木測量及び調査業務	9千円	日額500円
特殊勤務手当	建設関係職員	用地の交渉業務	0千円	日額500円
特殊勤務手当	医師	休日等における医師の業務	80千円	1回当たり5,000円
特殊勤務手当	看護師	指定訪問看護業務におけるオンコール当番業務	0千円	午後 5 時 15 分から翌日午前 8 時 30 分の間は 1 回あたり 2,000 円 休日等の午前 8 時 30 分から翌日午前 8 時 30 分の間は 1 回あたり 4,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	32,680 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	359 千円
支給実績（令和5年度決算）	33,353 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	371 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象としない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		— 円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
—	—	— 円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由		

(7) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶 養 手 当	配偶者6,500円、子10,000円（16歳以上22歳までの子について5,000円加算）、上記以外の扶養親族6,500円など	同		12,400千円	263,830円
住 居 手 当	借家 最高支給28,000円 持家 2,000円 （新築又は購入後5年まで2,500円）	同／異	持家あり	6,603千円	117,911円
通 勤 手 当	ア交通機関利用 最高支給55,000円 イ交通用具利用 最高支給17,600円	同／異	交通用具利用者 2～4km 3,700円 4～6km 6,300円 6～8km 8,800円 8～10km 11,300円 10～12km 13,800円 12～14km 16,300円 14km～ 17,600円	6,780千円	98,261円
管 理 職 手 当	調整監20% 理事15% 課長12% 参事10% 診療所長25%	異		14,626千円	609,417円
管理職員特別勤務手当	管理職員の週休日等又は深夜における勤務1回につき6,000円	異		312千円	28,364円

医師確保手当	医師の資格を有する職員の給料号級に応じ250,000円～450,000円			5,400千円	5,400,000円
医師研究手当	医師の資格を有する職員の給料号級に応じ 65,000円～150,000円			1,740千円	1,740,000円
日直手当	医師の資格を有する職員が休日当番医として指定された日に患者の診療、その他医療業務に従事する勤務1回につき21,000円			105千円	105,000円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	740,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副 市 区 町 村 長	595,000 円	855,000円／382,500円
報 酬	議 長	255,000 円	680,000円／430,400円
	副 議 長	205,000 円	
	議 員	195,000 円	408,000円／230,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(令和6年度支給割合)	
	副 市 区 町 村 長	4.60 月分	
退 職 手 当	議 長	(令和6年度支給割合)	
	副 議 長	3.45 月分	
	議 員		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 区 町 村 長	給料月額×在職月数×41.6／100	14,776,320円 任期毎
		給料月額×在職月数×25／100	7,140,000円 任期毎
備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 246,701	千円 35,707	千円 34,704	% 14.1	% 14.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	
6年度	人 4	千円 13,509	千円 1,947	千円 5,894	千円 21,350	千円 5,338	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
紀 宝 町	34.3 歳	285,700 円	442,020円
団 体 平 均	45.8 歳	345,838 円	524,813円
事 業 者	—	—	—

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

紀 宝 町	一般行政職（紀宝町）	団体平均
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,473 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,524 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,593 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.4)月分 (1.0)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	—

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

紀 宝 町			一 般 行 政 職（紀宝町）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置(2～45%加算)			定年前早期退職特別措置(2～45%加算)		
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
一 千 円		一 千 円	18,835千円		

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支 給 実 績（令和6年度決算）		0 千 円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
6級地（津市）	6 %	0 人	6 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			16 千 円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			3,900 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			100 %	
手当の種類（手当数）			9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	徴収、滞納関係職員	町税等の賦課、徴収事務のため現場に出張する業務	16千円	日額400円
特殊勤務手当	—	感染症防疫等作業業務	0千円	日額500円
特殊勤務手当	—	行旅死亡人取扱い業務	0千円	日額2,000円
特殊勤務手当	—	塵芥収集業務	0千円	日額700円
特殊勤務手当	—	災害時における救助活動業務	0千円	日額500円
特殊勤務手当	—	危険箇所の土木測量及び調査業務	0千円	日額500円
特殊勤務手当	—	用地の交渉業務	0千円	日額500円
特殊勤務手当	—	休日等における医師の業務	0千円	1回当たり5,000円

特殊勤務手当	—	指定訪問看護業務におけるオンコール当番業務	0千円	午後5時15分から翌日午前8時30分の間は1回あたり2,000円 休日等の午前8時30分から翌日午前8時30分の間は1回あたり4,000円
--------	---	-----------------------	-----	--

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	777 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	194 千円
支給実績（令和5年度決算）	558 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	139 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円（16歳以上22歳までの子について5,000円加算）、上記以外の扶養親族6,500円など	同		706 千円	235,333 円
住居手当	借家 最高支給28,000円 持家 2,000円 （新築又は購入後5年まで2,500円）	同		359 千円	89,750 円
通勤手当	ア交通機関利用 最高支給55,000円 イ交通用具利用 最高支給17,600円	同		90 千円	45,096 円
管理職手当	調整監20% 理事15% 課長12% 参事10% 診療所長25%	同		0 千円	0 円

(2) 浄化槽整備推進事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 163,128	千円 △20,795	千円 18,805	% 11.5	% —

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	
6年度	人 2	千円 9,083	千円 1,179	千円 4,158	千円 14,420	千円 7,210	千円 6,187

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
紀 宝 町	49.9 歳	380,400 円	606,642円
団 体 平 均	44.6 歳	342,377 円	516,175円
事 業 者	—		—

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

紀 宝 町	一般行政職（紀宝町）	団体平均
1人当たり平均支給額(令和6年度) 2,079 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,524 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,562 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.4)月分 (1.0)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	—

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

紀 宝 町			一 般 行 政 職（紀宝町）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置(2～45%加算)			定年前早期退職特別措置(2～45%加算)		
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
一 千 円		一 千 円	18,835千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支 給 実 績（令和6年度決算）		0 千 円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
6級地（津市）	6 %	0 人	6 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			0 千 円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			0 %	
手当の種類（手当数）			9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	—	町税等の賦課、徴収事務のため現場に出張する業務	0千円	日額400円
特殊勤務手当	—	感染症防疫等作業業務	0千円	日額500円
特殊勤務手当	—	行旅死亡人取扱い業務	0千円	日額2,000円
特殊勤務手当	—	塵芥収集業務	0千円	日額700円
特殊勤務手当	—	災害時における救助活動業務	0千円	日額500円
特殊勤務手当	—	危険箇所の土木測量及び調査業務	0千円	日額500円
特殊勤務手当	—	用地の交渉業務	0千円	日額500円
特殊勤務手当	—	休日等における医師の業務	0千円	1回当たり5,000円

特殊勤務手当	—	指定訪問看護業務におけるオンコール当番業務	0千円	午後5時15分から翌日午前8時30分の間は1回あたり2,000円 休日等の午前8時30分から翌日午前8時30分の間は1回あたり4,000円
--------	---	-----------------------	-----	--

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	182 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	91 千円
支給実績（令和5年度決算）	— 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	— 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円（16歳以上22歳までの子について5,000円加算）、上記以外の扶養親族6,500円など	同		840 千円	420,000 円
住居手当	借家 最高支給28,000円 持家 2,000円 （新築又は購入後5年まで2,500円）	同		48 千円	24,000 円
通勤手当	ア交通機関利用 最高支給55,000円 イ交通用具利用 最高支給17,600円	同		109 千円	54,546 円
管理職手当	調整監20% 理事15% 課長12% 参事10% 診療所長25%	同		0 千円	0 円

(3) 訪問看護ステーション事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 26,309	千円 4,176	千円 15,185	% 57.7	% —

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	
6年度	人 3	千円 8,570	千円 1,650	千円 2,394	千円 12,614	千円 4,205	千円 5,463

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
紀 宝 町	37.3 歳	311,000 円	458,753円
団 体 平 均	50.9 歳	291,566 円	455,102円
事 業 者	—		—

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

紀 宝 町	一般行政職（紀宝町）	団体平均
1人当たり平均支給額(令和6年度) 798 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,524 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,290 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.4)月分 (1.0)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	—

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

紀 宝 町			一 般 行 政 職（紀宝町）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置(2～45%加算)			定年前早期退職特別措置(2～45%加算)		
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
一 千 円		一 千 円	18,835千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支 給 実 績（令和6年度決算）		0 千 円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
6級地（津市）	6 %	0 人	6 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			348 千 円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			116,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			100 %	
手当の種類（手当数）			9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	—	町税等の賦課、徴収事務のため現場に出張する業務	0千円	日額400円
特殊勤務手当	—	感染症防疫等作業業務	0千円	日額500円
特殊勤務手当	—	行旅死亡人取扱い業務	0千円	日額2,000円
特殊勤務手当	—	塵芥収集業務	0千円	日額700円
特殊勤務手当	—	災害時における救助活動業務	0千円	日額500円
特殊勤務手当	—	危険箇所の土木測量及び調査業務	0千円	日額500円
特殊勤務手当	—	用地の交渉業務	0千円	日額500円
特殊勤務手当	—	休日等における医師の業務	0千円	1回当たり5,000円

特殊勤務手当	看護師	指定訪問看護業務におけるオンコール当番業務	348千円	午後5時15分から翌日午前8時30分の間は1回あたり2,000円 休日等の午前8時30分から翌日午前8時30分の間は1回あたり4,000円
--------	-----	-----------------------	-------	--

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	479 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	160 千円
支給実績（令和5年度決算）	— 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	— 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円（16歳以上22歳までの子について5,000円加算）、 上記以外の扶養親族6,500円など	同		0 千円	0 円
住居手当	借家 最高支給28,000円 持家 2,000円 （新築又は購入後5年まで2,500円）	同		710 千円	236,667 円
通勤手当	ア交通機関利用 最高支給55,000円 イ交通用具利用 最高支給17,600円	同		113 千円	113,000 円
管理職手当	調整監20% 理事15% 課長12% 参事10% 診療所長25%	同		0 千円	0 円

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間及び休憩時間は、原則次のように割り振られています。

1 週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38 時間 45 分	8 : 3 0	1 7 : 1 5	1 2 : 0 0～1 3 : 0 0

(2) 一般職員の休暇制度の概要

休暇の種類		説明	付与日数
年次有給休暇		正規の勤務時間中に給与の支給を受けて勤務しないことを、特別の事由なしに認められる期間	1 年につき 20 日（繰越 20 日まで）
病気休暇		職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	90 日を超えない範囲内でその療養に必要と認める期間
特別休暇	公民権の行使	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	証人等としての官公署等への出頭	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	骨髄提供のための休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年において 5 日の範囲内の期間
	結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行、その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	連続する 7 日間までの範囲内の期間
	不妊治療休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年において 5 日の範囲内の期間（体外受精等の場合は 10 日）

特別休暇	妊娠中の職員の保健指導又は健康診査	妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が母子健康法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	1回につき、1日の範囲内で必要と認められる時間。 妊娠満23週まで： 4週間に1回 妊娠満24週～35週まで： 2週間に1回 妊娠満36週～出産まで： 1週間に1回 出産後1年以内： 1回 (いずれの期間においても医師等の特別の指示があった場合、その指示の回数)
	産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
	産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
	育児時間	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回（1回につき30分以内）
	妻の出産休暇	職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	3日の範囲内の期間
	子の養育休暇	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	5日の範囲内の期間
	子の看護休暇	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日の範囲内の期間（子が2人以上の場合は10日）

特別休暇	短期介護休暇	要介護者の介護その他の町長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日の範囲内の期間（要介護者が2人以上の場合は10日）
	忌引	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	最大連続10日間まで（親族関係に応じて付与）
	父母の祭日（法要）	職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後町長の定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
	夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7月から9月までの期間内で7日の範囲内の期間
	災害等による職員の住居の災害復旧	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
	災害等による出勤困難	地震、水害、火災、その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
	災害等による通勤時危険回避	地震、水害、火災、その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
介護休暇		配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）及び2親等以内の血族又は姻族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、通勤しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	6月の期間内において必要と認められる期間（3回まで分割取得）
介護時間		職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる期間

組合休暇	職員団体の登録に関する条例（平成 18 年紀宝町条例第 39 号）第 2 条の規定により登録された職員団体の規約に定める機関で、その構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合	一の年を通じて 30 日間
------	--	---------------

(3) フルタイム会計年度任用職員の勤務時間の状況

勤務時間及び休憩時間は、常勤の一般職員の勤務時間と同様です。

(4) フルタイム会計年度任用職員の休暇制度の概要

休暇の種類	説明	付与日数
年次有給休暇	一般職員と同様	一般職員と同様
病気休暇	一般職員と同様	一般職員と同様
特別休暇	一般職員と同様	一般職員と同様
介護休暇	一般職員と同様	一般職員と同様
介護時間	一般職員と同様	一般職員と同様

5 休業に関する状況

(1) 育児休業の取得状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：人）

区 分		町長部局ほか		教育		合 計	
		男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
育児休業 の 取得人数	一般の職員	2	4	0	1	2	5
	フルタイム会計年度 任用職員	0	0	0	0	0	0
育児部分 休業の 取得人数	一般の職員	0	8	0	0	0	8
	フルタイム会計年度 任用職員	0	0	0	0	0	0

(2) 介護休暇の取得状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：人）

区 分		町長部局ほか		教育		合 計	
		男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
介護休暇 の 取得人数	一般の職員	0	0	0	0	0	0
	フルタイム会計年度 任用職員	0	0	0	0	0	0

6 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任及び休職があります。令和6年4月1日から令和7年3月31日までの分限処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)

区 分		免 職	降 任	休 職	合 計
町長部局 ほか	一般の職員	0	0	1	1
	フルタイム会計年度 任用職員	0	0	0	0
教育委員会	一般の職員	0	0	0	0
	フルタイム会計年度 任用職員	0	0	0	0
合 計	一般の職員	0	0	1	1
	フルタイム会計年度 任用職員	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。令和6年4月1日から令和7年3月31日までの懲戒処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)

区 分		免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
町長部局 ほか	一般の職員	0	0	0	0	0
	フルタイム会計年度 任用職員	0	0	0	0	0
教育委員会	一般の職員	0	0	0	0	0
	フルタイム会計年度 任用職員	0	0	0	0	0
合 計	一般の職員	0	0	0	0	0
	フルタイム会計年度 任用職員	0	0	0	0	0

7 サービスの状況

(1) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別に定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、住民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたって全力をあげてこれに専念しなければなりません。研修に参加する場合や厚生に関する計画の実施に参加する場合などには、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

(2) 営利企業等への従事状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。令和6年4月1日から令和7年3月31日までの営利企業等への従事状況は次のとおりです。

(単位：人)

区 分	一般の職員	フルタイム 会計年度 任用職員
① 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員の地位を兼ねる場合	0	0
② 自ら営利を目的とする私企業を営む場合	1	0
③ ①②を除き報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合	13	0

8 退職管理の状況

平成28年4月1日の改正地方公務員法等の施行により、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけが禁止されるなど、退職管理の適正化が図られることとなりました。

9 研修の状況

(1) 研修の概要

令和6年4月1日～令和7年3月31日の実施状況

三重県市町総合事務組合主催の研修

【階層別研修】

ワンステップ研修

(対象・・・新規採用職員)

I 7人

II 7人

III 7人

IV 7人

ツーステップ研修

(対象・・・採用後2～6年経過)

I 8人

II 8人

III 7人

IV 8人

スリーステップ研修

(対象・・・採用後6～10年経過)

I 3人

II 3人

III 3人

IV 3人

フォーステップ研修

(対象・・・採用後10年以上経過)

I 5人

II 7人

マネージャー研修

(対象・・・係長級の職員)

【新任係長級】 2人

【係長級】 1人

リーダー研修

(対象・・・課長補佐級及び課長級の職員)

【課長補佐級】 8人

【新任課長級】 4人

【課長級】 2人

【実務研修】

法制執務研修（初級編） 2人

情報処理研修 8人

情報発信研修 1人

メンタルヘルスマネジメント研修 2人

公営企業会計研修 2人

複式簿記入門研修 2人

税務実務研修（市町村税）	1 人
税務実務研修（固定資産税）	1 人
給与実務研修	1 人
不当要求対策研修	2 人
モンスタークレーマーへの対し方ハート・クレーム研修	2 人

【映像研修】

職場のメンタルヘルス研修	リーダー職向け	11 人
職場のメンタルヘルス研修	一般職向け	21 人
文章作成力向上研修（行政向け）		22 人
カスタマー・ハラスメントに立ち向かうセミナー		7 人

紀宝町主催の研修

男女共同参画に関する研修会	85 人
情報セキュリティ研修	60 人
障がい福祉に関する職員研修会	53 人
リサイクルセンター体験研修	11 人
ハラスメント研修	148 人

10 福祉及び利益の保護の状況

職員の心身の健康の確保、勤務意欲及び勤務能率の増進に資することを目的とした福利厚生事業を実施しています。令和 6 年度には、次のような事業を行っています。

(1) 健康管理事業の状況

事業の内容
① 巡回人間ドック
② 医療機関実施の人間ドック助成
③ 紀宝町職員労働安全衛生管理規程にもとづく衛生管理体制
④ ストレスチェック

(2) 互助会への補助金の状況

紀宝町では、職員の福利厚生増進を図るため、一般財団法人 三重県市町職員互助会に加入し、福利厚生事業を実施しています。また、職員で組織する紀宝町職員互助会について、がん検診などの受診について職員福利厚生助成金を支出しています。

互助会等に対する公費負担状況等について(令和6年度)

互助会等 に対する 公費負担額 (単位:千円)	会員掛金 総額 (単位:千円)	互助会 会員数 (単位:人)	会員一人当たりの公費 の補助金額(事務費を 含まない) (単位:円)	公費負担率 (事務費を含む) (単位:%)
(A)	(B)	(C)	(A)/(C)	(A)/(A+B)
2,159	5,351	167	12,928	28.7%

福利厚生事業の概要(令和7年4月1日現在・三重県市町職員互助会分)

事業名称		事業内容	負担区分
給付 事業	結婚祝金	会員が婚姻したとき 50,000 円	掛金 100%
	銀婚祝金	会員が婚姻し、満25年を迎えたとき 30,000 円	掛金 100%
	出産祝金	会員及び会員の配偶者が出産したとき 30,000 円	掛金 100%
	入学祝金	会員の扶養家族が小学校及び中学校に入学したとき 10,000 円	掛金 100%
	卒業祝金	会員の扶養家族が中学校を卒業したとき 10,000 円	掛金 100%
	弔慰金	会員、会員の配偶者及び家族が死亡したとき 会員 100,000 円 会員の配偶者、子 50,000 円 実父母 20,000 円	掛金 100%
	入院見舞金	会員、会員の配偶者及び子が病気、負傷等で入院したとき 入院1日につき 会員 2,000 円 配偶者及び子 1,300 円	掛金 100%
	活力づくり 補助金	会員がリフレッシュのため宿泊施設等を利用したとき(上限 10,000 円)	掛金 100%
厚生 事業	職場研修 助成金	所属長等が職員を対象に研修事業を実施したとき 会員1人あ たり 2,000 円	負担金 100%
福利 事業	健康診断 補助金	健康診断受診に要する費用の一部として会員1人あたり7,000 円上限に補助	掛金 40%・ 負担金 60%
	予防接種 補助金	インフルエンザの予防接種に要する費用の一部として会員1人 あたり 3,000 円上限に補助	掛金 40%・ 負担金 60%
	自己実現 支援補助金	会員が自己啓発のために要する費用への補助 費用の2分の1 上限 3,000 円	掛金 60%・ 負担金 40%

(3) その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、地方公務員共済組合法に基づき共済組合が、公務災害補償につ
いては、地方公務災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を
実施しています。

11 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、地方自治法の規定に基づき設置される地方公共団体の執行機関で、公平、公正な行政を確保するために必要なものとして、地方公務員法の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査するなど必要な措置を講ずるために設置されるものです。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

R6.4.1～R7.3.31 の要求件数	R6.4.1～R7.3.31 の処理件数
0 件	0 件

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

R6.4.1～R7.3.31 の要求件数	R6.4.1～R7.3.31 の処理件数
0 件	0 件